

(仮称)東大阪市住工共生まちづくり条例(素案)

4. その他の施策→削除

	第2回住工共生まちづくり検討委員会(7月13日)時点での案	各委員等からいただいた主な意見等	意見等に対する考え方	再修正案
用途規制の ただし書き 許可	第23条 住居系用途地域内にある一定規模以上のモノづくり企業等から、建築基準法第48条のただし書きに該当する許可の申請がなされた場合、その内容が住居の環境を害するおそれがなく、かつ、申請者の転出による雇用もしくは周辺産業への影響が大きいと判断されまたは特段の理由があると認められる場合は、市長はただし書き許可を認めるよう努めるものとする。	①「周辺の住環境を将来にわたり害するおそれがない・・・」と修正すべき。意図は、許可段階で将来に危惧されることがわかっているものは、止めるということであり、文言にこだわらない。 ②不適格建築物という表現は、規制がかかった結果として不適格となったもので、以前であれば適格であったものが悪者になったように見える。表現が工夫できないか。	<意見等に対する考え方> ①総合的な判断となるものとする ②表現について法務担当とも協議していく <修正案について> 第4条第1項第3号に市の責務として明記	
4. 住工共生まちづくり審議会				
審議会の設置→住工共生まちづくり審議会の設置	第24条 次に掲げる事項を審議するため「東大阪市住工共生のまちづくり審議会」(以下、審議会と言う。)を設置する。審議会の委員及び運営については別途市長がこれを定める。 (1) この条例の実施に関すること。 (2) この条例の実現に向けた方策に関すること。 (3) 第8条に定める、準工業地域のうちモノづくり推進地域の指定に関すること		<修正案について> 附属機関を設置し、所掌事務を明確化した。	第16条 本市に、東大阪市住工共生まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) この条例の改廃に関すること。 (2) この条例に基づく支援施策に関すること。 (3) モノづくり推進地域の指定及び指定の解除に関すること。 3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

5. 情報公開→削除

成果の公表と市民意見の募集→実施状況の公表及び市民の意見の聴取	第25条 市長は、この条例に基づく施策の実施状況について毎年、市民に公表するとともに、広く意見を求め、年に1回審議会に報告するものとする。			第17条 市長は、住工共生のまちづくりについて、広く市民の意見を反映するため、この条例に基づく施策の実施状況について毎年、公表し、広く意見を求めるものとする。 2 この条例の実施状況及び前項の規定に基づき聴取した意見を、1年に1回、審議会に報告するものとする。
---------------------------------	---	--	--	---

6. 附則

	この条例は、社会的状況に即したものとするため、必要に応じ見直しを行うものとする。	本条例は規制の側面を有しており、施行まで一定の期間が必要	<意見等に対する考え方> ・ご指摘を踏まえ、適切な施行日を検討していく。 <修正案について> 施行日について、規制の側面を有する部分は周知期間を確保する意味から、ある程度施行をずらすことを想定。 また、条例の見直しについては、一定期間経過後として5年と明記。	附 則 1 この条例は、平成25年 月 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第10条及び第12条の規定は、規則で定める日から施行する。 2 市は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。 3 この条例の施行日において工業地域として指定されている地域については、市長は、第9条第3項及び第4項の規定にかかわらず、モノづくり推進地域として指定する。
--	--	------------------------------	---	--